

■認定申請手数料

認定申請手数料には①性能向上計画認定（法第34条）、②性能向上計画変更認定（法第36条）、③基準適合認定（法41条）の3種類があります。

※詳しくは「周南市手数料条例」を確認ください。

表 1-1 ①性能向上計画認定手数料

（施行日：令和3年4月1日）

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料（円/件）	
		適合証等あり	適合証等なし
(一) 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るもの※）	300㎡未満	10,000	98,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	129,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	170,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	279,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	345,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	485,000
	25,000㎡以上	200,000	562,000
(二) 非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く※）	300㎡未満	10,000	173,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	234,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	300,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	469,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	568,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	763,000
	25,000㎡以上	200,000	870,000
(三) 一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	39,000
	200㎡以上	5,000	43,000
(四) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分	4戸以下	10,000	237,000
	5戸以上 15戸以下	20,000	269,000
	16戸以上 45戸以下	45,000	363,000
	46戸以上	80,000	516,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出の場合は、その額を加える必要があります。

※非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・モデル建物法基準による認定に係るもの（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの（以下「モデル建物法基準」という。）
- ・モデル建物法基準による認定に係るものを除く（以下「モデル建物法基準以外」という。）

※参考 手数料条例で用いている用語（詳細は法令、手数料条例等を参照）

- 住宅 : 住居のために継続的に使用する室及び廊下、玄関、階段その他の人の住居の用に供する建築物の部分（住宅部分）を有する建築物（複合建築物を除く）
- 非住宅建築物 : 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）を有する建築物（複合建築物を除く）
- 複合建築物 : 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物
- 非住宅建築物等 : 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分
- 共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅

表 1-2 ②性能向上計画 変更認定手数料

（施行日：令和3年4月1日）

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等あり	適合証等なし
(一) 非住宅建築物等(モデル建物法基準)	300㎡未満	5,000	50,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	9,000	65,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	14,000	86,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	40,000	140,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	64,000	173,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	80,000	243,000
	25,000㎡以上	100,000	282,000
(二) 非住宅建築物等(モデル建物法基準以外)	300㎡未満	5,000	87,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	9,000	117,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	14,000	151,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	40,000	235,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	64,000	285,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	80,000	382,000
	25,000㎡以上	100,000	435,000
(三) 一戸建ての住宅	200㎡未満	3,000	21,000
	200㎡以上	3,000	23,000
(四) 共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分	4戸以下	5,000	119,000
	5戸以上 15戸以下	10,000	135,000
	16戸以上 45戸以下	23,000	183,000
	46戸以上	40,000	259,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出る場合は、その額を加える。

表 1-3 ③基準適合認定手数料

(施行日：令和3年4月1日)

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等あり	適合証等なし
(一) 非住宅建築物(省令 第1条第1項第1号 口に定める基準によ る認定に係るもの ※)	300㎡未満	10,000	98,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	129,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	170,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	279,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	345,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	485,000
	25,000㎡以上	200,000	562,000
(二) 非住宅建築物(省令 第1条第1項第1号 口に定める基準によ る認定に係るものを 除く※)	300㎡未満	10,000	173,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	234,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	300,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	469,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	568,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	763,000
	25,000㎡以上	200,000	870,000
(三) 一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	39,000
	200㎡以上	5,000	43,000
(四) 共同住宅等	4戸以下	10,000	237,000
	5戸以上 15戸以下	20,000	269,000
	16戸以上 45戸以下	45,000	363,000
	46戸以上	80,000	516,000

※非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るもの(いわゆるモデル建物法を用いた評価(以下「省令第1条口基準」という。))
- ・省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るものを除く(いわゆるモデル建物法以外による評価(以下「省令第1条口基準以外」という。))